

## 特記仕様書

- 1.工事名 令和3年度南大東村浮魚礁更新工事
- 2.工事場所 南大東島沖合 (別紙「設置位置図」参照)
- 3.工 期 270 日間
- 4.工事概要 中層型浮魚礁 (更新)  
回収2基、設置3基
- 5.工事数量 「工事数量総括表」参照
- 6.特記事項 別紙のとおり

項目	内 容	共通仕様書																				
第 1 章 総則																						
第 1 条 共通仕様書の適用	<p>本工事の施工にあたっては、沖縄県農林水産部制定の「漁港漁場関係工事共通仕様書（平成 31 年 4 月）」（以下「共通仕様書」という。）による他、同制定「中層型浮魚礁共通仕様書（平成 31 年 4 月）」及び本特記仕様書に基づき実施しなければならない。</p> <p>共通仕様書及び本特記仕様書に記載がない事項は、発注者の承諾を得たものを使用すること。</p>																					
第 2 条 一般承認事項	<p>設計図書に定めのない事項、または本工事の施行にあたり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督員と協議しなければならない。</p>																					
第 3 条 常 工事の目的	<p>南大東島沖合に位置する下記の既設中層型浮魚礁（以下、「既設浮魚礁」と言う。）は耐用年数を迎えるため回収し、新たに中層型浮魚礁（以下、「新設浮魚礁」）を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="320 936 1259 1234"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>既設浮魚礁 (回収)</th> <th>新設浮魚礁 (新設)</th> <th>設置海域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td></td> <td>南大東－1</td> <td>南大東東南沖</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>南大東－2</td> <td>南大東－2</td> <td>南大東北東沖</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>南大東－3</td> <td>南大東－3</td> <td>南大東北西沖</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計 3 基</td> <td>計 3 基</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No	既設浮魚礁 (回収)	新設浮魚礁 (新設)	設置海域	①		南大東－1	南大東東南沖	②	南大東－2	南大東－2	南大東北東沖	③	南大東－3	南大東－3	南大東北西沖		計 3 基	計 3 基		
No	既設浮魚礁 (回収)	新設浮魚礁 (新設)	設置海域																			
①		南大東－1	南大東東南沖																			
②	南大東－2	南大東－2	南大東北東沖																			
③	南大東－3	南大東－3	南大東北西沖																			
	計 3 基	計 3 基																				
第 4 条 工事位置及び 水深  (回収)	<p>工事位置（世界測地系（緯度経度））及び水深は、回収と設置について以下の通り。なお、位置とはシンカー推定位置。</p> <p>●（回収）位置及び水深 「H22 完成図」参照</p> <p>① 南大東 1 号 なし</p> <p>② 南大東 2 号 緯度＝北緯 25 度 52.289 分 経度＝東経 131 度 19.848 分 (水深＝1819m)</p> <p>③ 南大東 3 号 緯度＝北緯 25 度 54.393 分 経度＝東経 131 度 10.803 分 (水深＝2147m)</p>																					

項目	内容	共通仕様書
<p>(設置)</p> <p>第 5 条 施工計画書作成の留意点</p> <p>第 6 条 中層型浮魚礁の製作</p>	<p>● (設置) 位置及び水深</p> <p>① 南大東 1 号 緯度＝北緯 25 度 47.991 分 経度＝東経 131 度 19.860 分 (水深 2527m)</p> <p>② 南大東 2 号 緯度＝北緯 25 度 52.474 分 経度＝東経 131 度 19.563 分 (水深 1819m)</p> <p>③ 南大東 3 号 緯度＝北緯 25 度 54.370 分 経度＝東経 131 度 10.981 分 (水深 2147m)</p> <p>設置位置は、中層型浮魚礁共通仕様書第 3 章IV設置出来形に示すアンカー位置とする。ただし、水上でアンカーを投下した位置も記録すること。 設置位置の出来形基準は、工事契約後、協議により決定するものとする。</p> <p>施工計画書は下記に留意して作成すること。</p> <p>1.工場組織表の作成 共通仕様書 1-1-5 条第 1 項の (3) 現場組織表について、工場製作にあつては、「工場組織表」を作成すること。</p> <p>2.品質管理 工場製品の品質管理について、主要な工程の立ち会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認など適宜合理的な方法による品質管理について明記すること。</p> <p>1. 中層型浮魚礁の設計は、中層共通仕様書その他、下記の設計条件を満足するものでなければならない。</p> <p>① 底質 海底地質は、「沿岸の海の基本図 (5 万分の 1) 海底地質構造図並びに調査報告書 (平成元年海上保安庁)」を用いるものとする。なお設置地点における詳細なデータが存在する場合はその限りではない。</p> <p>② 波高及び周期 最大波高＝17.25m、最大周期＝18.20 s</p>	<p>1-1-5 施工計画書</p>

③ 最大表面流速

流れは、日本海洋データセンターホームページ（海洋データ・プロダクト>統計プロダクト>海流）の値を用いるものとする。なお、設計地点における詳細なデータが存在する場合はその限りではない。データの利用に当たっては、本資料の周年の最高値を用いるものとする。

④ 礁体天頂部水深

礁体天頂部水深は、静水時 30m 以深とする。

操業条件時は、概ね 100m 以浅（付着物を考慮して 110m 以浅）

⑤ その他

水深 500m までは、補強（ワイヤー外装等）とする。

⑥ 組立ヤード

南城市 馬天港内ヤード

2. 参考例として、上記の設計条件を満たす中層型浮魚礁を下記に示す（「参考図」参照）。ただし、下記以外でも、上記の中層共通仕様書及び設計条件を満足していればよい。

	機種名	メーカー
①	AK 中層浮魚礁（M-4 型 O）	岡部（株）
②	SS 型中層型浮魚礁	サカイオーベックス（株）

※順不同

3. 受注者は、中層型浮魚礁の製作前に性能を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を得ること。

（例）性能を証明する資料

- ① 礁体図（礁体、係留索、アンカーの詳細図）
- ② 各部間の連結部詳細図（設置）係留索連結方法等）
- ③ 機器等製作品（流出警報施設等）の詳細図
- ④ 緊急時（流出時）の監視システム構成図
- ⑤ 構造計算書または安定計算書
- ⑥ その他

4. 漁具の標識

浮魚礁本体（浮体部）には、敷設者の名称及び浮魚礁の名称を明記すること。標識板などを取り付ける場合は、取れない、消えないよう工夫すること。

第 7 条  
主任技術者等  
の資格

- ① 敷設者の名称 : 南大東村
- ② 浮魚礁の名称 : 南大東 1 号、2 号、3 号

主任技術者等の資格については、共通仕様書 1-1-9 を削除し、以下のとおりとする。

1. 主任技術者の資格については、請負金額に応じて次のとおりとする。

請負工事金額	主任技術者又は監理技術者
1 億円以上	<p>次の（イ）又は（ロ）に掲げる者とする。</p> <p>（イ）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、検定種目を 1 級の建設機械施工または 1 級の土木施工管理に合格した者。</p> <p>（ロ）技術士法（昭和 32 年法律第 124 号）による二次試験のうち技術部門を建設部門または水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）に合格した者。</p>
1 億円未満	<p>次の（イ）又は（ロ）に掲げる者とする。</p> <p>（イ）技術検定のうち、検定種目を 1 級若しくは 2 級の建設機械施工または 1 級若しくは 2 級の土木施工管理とするものに合格した者。</p> <p>（ロ）上段（ロ）に掲げる者。</p>

- 2. 下請金額の総額が 4 千万円以上の場合、主任技術者に代えて専任の監理技術者を置くものとする。
- 3. 監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けた者（直接的、かつ恒常的な雇用関係にある者）でなければならない。
- 4. 監理技術者は、資格者証を常に携帯し、発注者等から請求があったときはこれを掲示しなければならない。
- 5. 監理技術者の氏名、資格名、登録者証交付番号を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 6. 建設業法第 26 条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者（企業）と入札執行日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係

1-1-9  
主任技術者等の資格

1-2-3  
主任技術者  
(監理技術者)

	が成立していなければならない。	
	7. 受注者は、着手届と共に、工事現場に専任で配置する主任技術者または監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。	
	8. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との打合せにおいて定める。	1-2-3 主任技術者 (監理技術者)
第 8 条 工場製品の品質管理	建設工場の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、当該工場製品を工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請の主任技術者等については、主要な工程の立ち会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認など適宜合理的な方法による品質管理を行うこと。	1-2-3 主任技術者 (監理技術者)
第 9 条 設計変更等に 伴うコリンズ 登録について	設計変更等により「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種（いわゆる主たる工種）」が変更となる場合には、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、契約変更後速やかに「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、登録変更を行うこと。	1-1-6 工事実績情報（工事実績データサービス CORINS）の作成登録
第 10 条 下請業者の県 内企業優先活 用	受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有するもの）から選定するよう努めなければならない。	1-1-12 工事の下請負
第 11 条 施工体制台帳 及び施工体系 図	施工体制台帳及び施工体系図については、以下のとおりとする。  1. 一般事項  受注者は、建設業法第 24 条の 7 第 1 項の規定に基づき施工体制台帳を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 2 項に基づき、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出しなければならない。  なお、監理技術者、主任技術者（下請負人を含む）及び専任する専門技術者の顔写真を添付するものとする。	1-1-13 施工体制台帳の作成  1-1-14 施工体系図の作成

第 12 条  
材料検査

2. 施工体系図

受注者は、建設業法第 24 条の 7 第 4 項の規定に基づき作成した施工体系図について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項に基づき、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員にその写しを提出しなければならない。

3. 変更

受注者は、1 及び 2 の施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

4. 点検

受注者は、発注者から本条 1 により提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を求められた場合、これに応じなければならない。

受注者は下記の材料について事前に監督職員の検査（確認を含む）を受けるものとする。

	指定材料	規格	備考
①	中層型浮魚礁	礁体、係留索、機器等製作品	3 基、シンカー除く

1-1-23  
工事材料の品質

第 13 条  
施工状況検査

1. 施工状況検査の内容及び時期について、施工計画書の「施工管理」の事項に記載すること。記載内容は、施工状況検査の対象となる工種、細別【項目】、検査時期とする。

(記載例)

(施工状況検査) 内容及び時期

工 種	細 別 [項目]	検査時期	備 考
魚礁工	単体魚礁組立工	組立完了時	P5-7

1-1-24  
監督員による材料  
検査（確認を含む）  
施工状況検査及び  
立会等

2. 受注者は、共通仕様書 1-1-24 条第 3 項第 1 号の検査を受ける場合は、監督職員に別紙「施工立会請求書」により検査を請求すること。  
施工立会請求書の工種及び項目欄は下記の記載例のとおりとする。

(記載例)

1 工 種 : (施工状況検査) 魚礁工

2 項 目 : 単体魚礁組立工 [出来形] (組立完了時)

第 14 条 工事完成図書	<p>共通仕様書 1-1-25 条の工事完成図書は以下のとおりとする。</p> <p>1. 提出書類</p> <p>(1) 受注者は、共通仕様書・本特記仕様書・各種要領・基準等（以下、「共通仕様書等」という。）の定めにより、発注者に提出の義務のある書類等及びその他参考資料について、工事完成図書として工事完成前に提出しなければならない。</p> <p>(2) 提出部数は、共通仕様書等で部数の定めのあるものを除き、各 1 部とする。</p> <p>(3) 提出方法は、監督員が指定する段ボール箱に詰めて提出すること。</p>	1-1-25 工事完成図書
第 15 条 工事完成図	<p>共通仕様書 1-1-25 条第 1 項の工事完成図の紙の成果品は、製本した白図を提出すること。</p> <p>提出部数は下記のサイズについて製本 1 部ずつ（計 2 部）とする。</p> <p>① 折り曲げて A4 サイズ、開いて A3 サイズ …… 1 部</p> <p>② 折り曲げて A3 サイズ、開いて A2 サイズ …… 1 部</p>	1-1-25 工事完成図書
第 16 条 履行報告	<p>受注者は、前月までの履行状況を、工事状況写真を添えて、監督員の指示する様式に従い、翌月の 5 日までに報告するものとする。</p>	1-1-29 履行報告
第 17 条 提出書類	<p>本工事では、下記の書類を作成し、監督員の承認のうえ提出すること。</p> <p>(1) 工事概要書</p> <p>工事概要書の作成は、別紙「漁港・漁場・海岸工事概要書の作成例(案)」に基づき作成すること。</p> <p>提出部数は、製本を 2 部、電子データ（CD-R）を 1 枚とする。</p>	1-1-37 提出書類
第 18 条 建設業退職共済制度の加入	<p>受注者は、建設業退職共済制度に加入するとともに、当該工事現場に「建設業退職共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。</p>	1-1-40 保険の付保及び事故の補填
第 19 条 標示板	<p>共通仕様書 1-2-2 条第 1 項の標示板については、別紙「工事における工事標示施設（板）の設置について」に示す内容を記載すること。</p>	1-2-2-1 現場管理



<p>第 20 条 工場製品の品質管理</p>	<p>建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、当該工場製品を工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請の主任技術者等については、主要な工程の立ち会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認など適宜合理的な方法による品質管理を行うこと。</p>	
<p>第 2 章 材 料</p>		
<p>第 21 条 アスベスト含有建設資材の使用禁止について</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原則として、原材料にアスベストを含んだ建設資材を使用しないこと。</li> <li>2. 前項の確認にあたっては、メーカーが発行する「アスベストを原材料としていない旨の証明書」などにより行うこととする。</li> </ol>	
<p>第 22 条 県産品の優先使用</p>	<p>受注者は、本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ規格、品質及び価格等が適正である場合は、これを優先して使用するものとする。また、工事完成通知書に「県産建設資材使用状況報告書」を添付して提出しなければならない。</p>	
<p>第 23 条 設計図書における資材等の取扱いについて</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品または工法を指定するものではない。</li> <li>2. 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。</li> <li>3. 「参考図」は建設工事請負契約約款第 1 条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。</li> </ol>	
<p>第 24 条 ゆいくる材</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゆいくる材の使用</li> </ol> <p>本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資源を使用することができる。この場合においても受注者は「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。またゆいくる材の在庫がない等により使用出来ない場合は、監督職員と</p>	

<p>第 25 条 コンクリート</p>	<p>協議すること。</p> <p>2. 建設廃棄物の搬出</p> <p>(1) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設、またゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ原材料を出荷している施設へ搬出すること。ただし、島内に当該施設がない場合はこの限りではない。</p> <p>3. ゆいくる材の品質管理</p> <p>(1) ゆいくる材の品質管理にあたっては、「共通仕様書」のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。</p> <p>(2) 受注者は工事請負金額が 500 万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に（一財）沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取、及び現場への資材初回搬入時と敷均し転圧完了後の現場簡易試験を監督職員等の立会いのもと実施しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督職員に試験結果を報告しなければならない。</p> <p>4. ゆいくる材利用状況の報告</p> <p>受注者は、完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督職員に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆいくる材利用状況報告書</li> <li>・ゆいくる材出荷量証明書</li> <li>・再生資源利用実施書、同利用促進実施書</li> </ul> <p>コンクリートは、JISA5308 レディーミクスコンクリートとし、配合は下表のとおりとする。</p> <p>配合設計において、指定された設計基準強度で下表の水セメント比が確保出来ない場合は、上位規格である設計基準強度のコンクリートを使用して下表の水セメント比を確保するものとする。</p>	
--------------------------	---	--

コンクリート配合条件及び設計基準強度						
種類	対象構造物	設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ	粗骨材の 最大寸法 (mm)	最大水セ メント比 (%)	許容塩化物 料 kg/m <sup>3</sup> (CL重量)
無筋コンクリート						
	アンカーブロック	18	8	40	65	—

  

第 3 章 施工	
----------	--

  

<p>第 26 条 施工条件</p> <p>第 27 条 建設廃棄物の 搬出</p> <p>第 28 条 写真管理 (回収)</p> <p>第 29 条 写真管理 (設置)</p>	<p>本工事の施工にあたっての施工条件を別紙「施工条件明示」に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。</p> <p>なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、発注者と受注者で協議し、契約変更の対象とする。</p> <p>受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設、またはゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ原材料を出荷している施設へ搬出すること。</p> <p>回収する浮魚礁毎に下記のとおり写真をとること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>回収時 <ul style="list-style-type: none"> <li>GPS の写真をとること。魚探もしくはソナーに写った礁体部の写真をとること。</li> <li>回収時の各施工段階毎の写真を撮影し、一連の作業内容がわかるよう報告すること。</li> </ul> </li> <li>回収後 <ul style="list-style-type: none"> <li>敷設者名、承認番号の記載のある標識</li> <li>ロープ、アンカー、浮魚礁の浮体部と全景</li> </ul> </li> </ol> <p>設置する浮魚礁毎に下記のとおり写真をとること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>敷設前 <ul style="list-style-type: none"> <li>敷設者名、承認番号の記載のある標識</li> </ul> </li> </ol>
--	--

第 30 条  
浮魚礁敷設完了の報告

- ・ロープ、アンカー、浮魚礁の浮体部と全景
2. 敷設時
- ・アンカー投下位置（緯度・経度）、水深とロープの長さを記録
  - ・GPS 画面の写真をとること。中層型は魚探もしくはソナーに写った礁体部の写真をとること。
- 受注者は、浮魚礁敷設が完了したら、速やかに別紙「浮魚礁敷設完了報告書」を監督職員に提出すること。

第 31 条  
作業船の基地港

1. 本工事で使用する作業船の回航・えい航については、下記の港を基地港として回航・えい航費を計上している。

	船舶基地	艀装・解除	作業基地	作業船
基地港（回収）	馬天港	馬天港	西港	起重機船 (200 t 吊)
基地港（設置）	馬天港	馬天港	西港	起重機船 (200 t 吊)

※船舶基地港とは、艀装解除を行う港。

※作業基地港とは、本工事を実施するための拠点となる港。

2. 作業船の入出港が上記と異なる場合は、事前に監督職員と協議しなければならない。
3. 作業船の回航・えい航についてその他疑義が生じる場合は、事前に監督職員と協議しなければならない。
4. 基地港において、港湾等の用地を作業ヤードとして使用する場合や、起重機船等の作業船の接岸係留使用については、管理者と協議すること。